明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（二五五）　二
〔省　令〕
○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇五）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（同一〇六）　三
〔告　示〕
○住居表示を実施した件（総務二三一）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一五二）　五
○磐梯朝日国立公園の公園計画を変更する件（環境五八）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九三、一九四）　六
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（同一九五）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　復興庁　農林水産省　七
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第二五五号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。（第一条関係）

(一)　二―エチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ブタン―一―オン及びその塩類

(二)　一―（ジエチルアミノ）エチル―二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

(三)　一―｛一―［一―（四―ブロモフェニル）エチル］ピペリジン―四―イル｝―一・三―ジヒドロ―二Ｈ―ベンゾ［ｄ］イミダゾール―二―オン及びその塩類

2　次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定することとした。（第一条関係）

(一)　四―アニリノピペリジン及びその塩類

(二)　一・一―ジメチルエチル＝四―アニリノピペリジン―一―カルボキシラート及びその塩類

(三)　Ｎ―フェニル―Ｎ―（ピペリジン―四―イル）プロパンアミド及びその塩類

3　次に掲げる物を特定麻薬向精神薬原料に指定することとした。（第二条関係）

(一)　四―アニリノピペリジン及びその塩類

(二)　一・一―ジメチルエチル＝四―アニリノピペリジン―一―カルボキシラート及びその塩類

(三)　Ｎ―フェニル―Ｎ―（ピペリジン―四―イル）プロパンアミド及びその塩類

4　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。